

地方自治法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1. 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号。以下「分権一括法」）による地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）の改正に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 外部監査人の住所告示の廃止関係（令第174条の49の28第1号、第174条の49の35第1号）

令和7年地方分権改革に関する提案募集において、「外部監査人及び外部監査人の監査の事務を補助する者（以下「補助者」という。）の住所の告示を廃止すること」について提案があったことを受け、法の一部改正により補助者の住所告示を廃止する*とともに、令の一部改正により外部監査人の住所告示を廃止することとする。

※ 分権一括法における本則第2条（地方自治法の一部改正）により措置を行う。

3. 施行期日（予定）

公布：令和8年8月中（予定）

施行：分権一括法の施行の日（令和8年9月3日）